キャリア アップ、 キャリア チェンジを 応援します。



受講費用の 最大8割が支給 されます。

キャリアーナ

レベルン

教育訓練給付金は、 スキルアップを目指す方に、 うれしい制度です。



詳しい内容については裏面をご覧ください。



## 教育訓練は3種類あります

秋月 回地域である 在野 大泉 の か の の の					
	教育訓練の種類	給付率	対象資格	支給対 在職中	対象者 離職中
	専門実践教育訓練	最大で受講費用の	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座 ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程 (MBA、法科大学院、教職大学院 など)・職業実践力育成プログラムなど 専門学校の課程 ・職業実践専門課程 ・キャリア形成促進プログラム	受講開始日 時点で 雇用保険の 被保険者で ある期間が 3年以上 (初めて受給する 方は2年以上)	受講開たら 1年期から 1年講開から 1年講開で 1年時点用保険の で で で で で で で で で で で で で り の で で り の で り の で り の で り の の の で り の の で り の で り の で り の で り る り る り る り る り る り る り る り る り る り
		年間上限 64 万円			(初めて受給する 方は2年以上)
	教育訓練支援給付金**1	離職前の基本手当 の日額の60%相当**2		×	O**3
	特定一般教育訓練	最大で受講費用の <b>50%</b> 上限 25 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、 特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSS レベル2の情報通信技術関係資格の取得 を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム ・短時間のキャリア形成促進プログラム	受講開始日 時点で 雇用保険の 被保険者で ある期間が 3年以上 (初めて受給する 方は1年以上)	受講開始日が 離職したら 1年期から 1年開で 受講に用い で保険期で 雇用保険期上 ではったいで が 3年めて年以 がは1年は がは1年と
	一般教育訓練	受講費用の	<b>資格の取得を目標とする講座</b> ・輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等)、 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、 税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、	受講開始日 時点で 雇用保険の 被保険者で ある期間が	受講開始日が 離職した日の 翌日から 1年以内 受講開始日 時点で保 のの

上限10万円

CAD 利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、 宅地建物取引士 など

## 大学院などの課程

・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

ある期間が 3年以上

(初めて受給する

方は1年以上)

雇用保険の 被保険者で あった期間が 3年以上 (初めて受給する 方は1年以上)

※1 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。※2 令和7年3月31日以前に受講を開始した方の場合、80%相当。 ※3 そのほかにも条件があります。 詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

## 教育訓練給付金の支給を受けるまでの流れ



●受給資格確認 \*1

❸支給申請※2

4 給付金の支給



講座を受講する方

2受講・修了

(費用を自ら負担)



厚生労働大臣の 指定を受けた講座



※1 受給資格確認は、専門実践教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合に必要な手続です(一般教育訓練を受講する場合は必要ありません)。 ※2 専門実践教育訓練の場合は6か月ごとの支給申請により給付を受けられます(特定一般教育訓練及び一般教育訓練の場合は訓練修了後に支給申請)。

## 指定講座からご希望に合った講座をお探しいただけます。

教育訓練の受講希望者向け 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

教育訓練給付

検索





